

球磨村告示第38号

令和6年第7回球磨村議会臨時会を次のとおり招集する。

令和6年8月22日

球磨村長 松谷 浩一

- 1 期 日 令和6年8月26日
  - 2 場 所 球磨村議会議場
- 

○開会日に応招した議員

永椎樹一郎君	西林 尚賜君
宮本 宣彦君	板崎 壽一君
東 純一君	嶽本 孝司君
舟戸 治生君	高澤 康成君
田代 利一君	

---

○応招しなかった議員

---

---

令和6年 第7回 球磨村議会臨時会 会議録(第1日)

令和6年8月26日(月曜日)

場所 球磨村議会議場

---

議事日程(第1号)

令和6年8月26日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について  
日程第2 会期の決定について  
日程第3 議案第42号 工事請負契約の締結について
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について  
日程第2 会期の決定について  
日程第3 議案第42号 工事請負契約の締結について
- 

出席議員(9名)

- |            |           |
|------------|-----------|
| 1番 永椎樹一郎君  | 2番 西林 尚賜君 |
| 3番 宮本 宣彦君  | 4番 板崎 壽一君 |
| 5番 東 純一君   | 7番 嶽本 孝司君 |
| 8番 舟戸 治生君  | 9番 高澤 康成君 |
| 10番 田代 利一君 |           |
- 

欠席議員(なし)

---

欠 員(1名)

---

事務局出席職員職氏名

局長 假屋 昌子 書記 犬童 和成

---

説明のため出席した者の職氏名

村長 ..... 松谷 浩一君 副村長 ..... 上薮 宏君

教育長	森 佳寛君	政策審議監	田中真一郎君
総務課長	境目 昭博君	復興推進課長	大岩 正明君
税務住民課長	蔵谷 健君	保健福祉課長	友尻 陽介君
産業振興課長	高永 幸夫君	農業委員会事務局長	木屋 正行君
建設課長	毎床 公司君	会計管理者	松舟 祐二君
教育課長	毎床 貴哉君		

---

午前10時00分開会

○議長（舟戸 治生君） おはようございます。

本日は第7回臨時会が招集されましたところ、定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第7回球磨村議会臨時会を開会します。

---

**日程第1. 会議録署名議員の指名について**

○議長（舟戸 治生君） 本日の日程は配付してあるとおりですので、日程に従い、日程第1、会議録署名議員の指名について、会議規則第123条の規定によって指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、2番、西林尚賜君、3番、宮本宣彦君を指名します。

---

**日程第2. 会期の決定について**

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日とすることに決定しました。

---

**日程第3. 議案第42号 工事請負契約の締結について**

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第3、議案第42号工事請負契約の締結についてを上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 皆さん、改めましておはようございます。令和6年第7回球磨村議会臨時会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、ご多忙の中、ご出席をいただき、ここに第7回臨時会が開催されますことに厚くお礼を申し上げます。

今回の臨時会では、議案1件を上程させていただきました。どうぞよろしくお願いたします。それでは、上程いただきました議案第42号工事請負契約の締結について提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、去る8月22日に10社において指名競争入札を行い、契約金額4,939万円で昭和建設株式会社が落札した沖鶴橋配水管災害復旧工事につきまして、予定価格が5,000万円以上となるため、球磨村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

工事の主な内容は、令和2年7月豪雨により流出しました沖鶴橋に添架された配水管の復旧工事で、配水管布設203.2メートル、仮設基礎撤去2基、仮設つり配管撤去289.6メートルを計画しております。現在は仮契約中で、工期は契約日の翌日から令和7年3月7日までの予定でございます。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願申し上げます。

○議長（舟戸 治生君） 提出者の説明が終わりましたので、これから本案件の審議を行います。

ご審議をお願いします。2番、西林尚賜君。

○議員（2番 西林 尚賜君） 2番です。今回の工事請負契約の締結についてということで、先ほど全協でいろんな話をさせていただきましたけれども、今回、この沖鶴橋の配水管復旧されますけれども、この沖鶴橋を使った配水管、これの渡地区を中心にだと思えますけれども、どこの地区、どの範囲が受給世帯なのかということをお教えいただきたいと思えます。

○議長（舟戸 治生君） 建設課長、毎床公司君。

○建設課長（毎床 公司君） お答えします。

三ヶ浦の渡大槻線を使った給水の賄う区域ということだと思えますが、水篠地区から下、島田地区と舟戸茶屋地区と、山口、地下、今村、栗林の範囲となっております。

渡の配水池がございまして、渡の配水池自体は峯地区の相良橋城山線から上のほうの峯地区のみを賄っているということとなっておりますので。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 2番、西林尚賜君。

○議員（2番 西林 尚賜君） 受給される場所は分かりましたけれども、渡地区の広範囲にということになりますけれども、皆さんご存じのように、渡地区には災害公園住宅をはじめ、造成地等も多く家が建っていくところでもありますけれども、その受給世帯も多くなっていくところになるかと思えます。

今回、全協でもお話ししたんですけれども、仮設物の撤去を国交省から撤去をしないといけないということで、7月3日の臨時会の補正予算のときにもちょっとお話をし、仮設物を残せない

か——災害に備えてですね——という話をさせていただきましたけども、今回、撤去は入っておりますけども、もしも新たにできた沖鶴橋が流出した場合に、また仮設を設置されるかと思えますけども、令和2年7月豪雨災害のときに仮設をされたと思います。この工事期間、それと最大断水がどの程度あったのかというところを教えてくださいたいと思います。

○議長（舟戸 治生君） 建設課長、毎床公司君。

○建設課長（毎床 公司君） お答えします。

令和2年7月豪雨災害で橋梁の流出がございましたが、7月4日以降に緊急で水道の仮設のほうを設置したのが令和2年8月20日から9月30日の間に仮設の設置のほうは完了しております。そのときに水道の被災ということでしたが、ちょっと災害の規模も大きくて、地下地区、山口地区、至るところ峯地区までですけど浸水しておりまして、明確なそのときに断水していたというのは、災害の状況からして、水道自体も使われない状況だったということで把握しております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 2番、西林尚賜君。

○議員（2番 西林 尚賜君） 工事が1.5か月程度、それと断水が多分長いところで3か月ぐらい、3、4か月ぐらい止まったんだと思いますけども、今回、そうやって仮設物まで撤去をしてしまうということは、災害が起きたときに、そういう期間を要してしまうということになりますので、先ほども言いましたように、渡地区は家が建って、災害公営住宅があって、受給世帯が増えていくところになりますので、そういったところを念頭に災害に備える、そういったことをしっかりと考えていただきたいと思います。

今回、国交省のほうで許可が出ないということで、こういった結果になったのかもしれませんが、本当に村の政策として重要なことだと思いますので、そういったところは、全協でも村長にもお話ししましたけども、村長が自ら国交省あたりと交渉するとか、そういったところもぜひお願いをしたいと思います。

今回、許可が下りないということですので、仕様がないうふうになってますけども、そういうところはしっかりと頭に入れながら、今後対応のほうよろしくをお願いをしたいと思います。

○議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） ありがとうございます。先ほどの全協でも少しお答えをさせていただきましたけども、今回も、もちろん担当からもお尋ねをさせていただきました。私の方からこういうことはできないかということで、そういったお尋ねはしてみたんですけども、その結果が今回の結果ということで私達も受け止めたいと思っておりますが、今後はやっぱり災害があったときに、いち早く供給がスムーズに行くように、先ほどもちょっと話しましたけども、人吉との

連携とか、あらゆる方法を考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 1番です。今回は沖鶴橋の災害復旧ということでございますが、関連して、今ありましたように、それぞれ各議員の中からも、仮のはそのまま残せないかということでございました。ただ、基礎の部分については、村長のほうから、河川断面がそこは確保できないので、基礎工事については今回本管を通すことによって、そこはあくまでも仮設だから撤去ということでございました。

今、鶴口地区の道沿いに村道大無田線にずっと配管をしてございます。今回また、相良橋が架替えがありますけども、やはり一つの路線で給水を、先ほど給水施設を渡地域ほとんどが、今沖鶴橋の給水施設なんですけど、その沖鶴橋が災害でもしやられた場合に、相良橋——今、今度途中までしてございますが、あの相良橋を渡してバイパス化をぜひお願いをしたいと思っております。

先ほどありましたように、ここがだめでも、ここを使えばまた給水が可能ということでありますので、ぜひ村長、それは相良橋のほうにもバイパス化ということをぜひお約束いただけないでしょうか。

○議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） ありがとうございます。

先ほど全協で答弁したですかね、私。（「副村長だと思います」と呼ぶ者あり）副村長がさせていただきます。私も議長からの言葉を頂いた後に、昔のことを振り返ってみたんですけども、恐らくその時点では、今考えていないというような言い方をしたのかなということで思い出したところがございますけども、今言われたように、やっぱり将来に向けては、本当に両線からから給水をしていたら、片方が何かあったときには片方で対応できるのかなという、そういうことは考えられると思いますので、そのところはこれからしっかりと考えてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） ぜひ実現のほうにご努力いただきたいと思っておりますけども、やはり渡の簡易水道も布設後30年以上たっておりまして、各地区で漏水が発生しております。簡易水道の水道の施設計画等々はできておるということで、以前ご答弁いただいたんですけども、やはりここがだめでも、このほうに切り替えれば、この断水はしなくても、こっちのほうの水を使えば断水がしなくてもいいとか、いろんなやっぱり配管——私も配管図を直接見たことはございませんけども、やはりいろいろの配管が通っておるんだろうと思います。今言いますのも一

つのバイパス化というのも、このところがだめでも、ここは断水しなくても、こっちのほうから持ってくると、ここの住民の方には給水ができるとか、やっぱりそれぞれ老朽化をしていきますので、それぞれ布設替えは出てくるんだろうと思いますけども、そこのところも十分考えながら、計画を立てて、そのバイパス化をお願いをしたいと思います。

やはり村長が言われるように、人吉あたりからも給水を自治体、今、内布地区ではしておりますけども、やはり人吉市がこの前のような被災をして、どうしても水道管ができないときには給水ができなくなるような感じになるものですから、できれば球磨村の地域の住民の方のところには球磨村の水が行けるような、やはりそれは考えとかないけないだろうと思っておりますので、副村長詳しいので、副村長、ぜひご答弁いただければと思います。

○議長（舟戸 治生君） 副村長、上薮宏君。

○副村長（上薮 宏君） 水というのは、本当に人間が生きていく上で非常に大事なものでございます。これがこの間の災害では、先ほど言いましたように、3か月か4か月とか断水したところがございました。渡については、峯の水源、ボーリングのやつがどうにか生きていたものから、それで配水できるところは配水していたところでございます。

人吉市との連携というのも石水ガソリンスタンドの橋、馬氷川を渡った人吉側の配管が来ているんですけども、そこまでちょっと調整をやったときがありました。

でも、そのときはですね、先ほど言いましたように、人吉市のほうでも災害が起きていて、ちょっと水が足りないというような状況もあったようです。そこで、うちのほうの沖鶴橋の仮設がどうにか早くできるということでしたので、一応そちらを止めてみたいな感じになったところです。

これはもう被災前から漏水とかいろんな工事があってたときに、断水区域をできるだけ少なくしたいということで、できるバイパス工事を随時やってきたところなんです。今回、ちょうどもう30年超えますけれども、耐震化の補助もついて、1期目か2期目でやったところだと思えますけど、そのとき被災しましたので、今年やっとその工事もまたやりたいということで、今、小川、舟戸、それと学校の上のほうですね、村道小川線をこの間発注したところなんです、耐震化工事ですね。それをやりながら、できるところはできるだけバイパス工事をやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） ぜひですね、村長、副村長、そういう中心となって、やはり水というのは本当に、やっぱり生きていく上で大変重要でございますので、ぜひ建設課長も一生懸命今やられておりますけども、建設課長あたりからのご意見、また副村長、村長がいろいろご意見を頂きながら、住民にとって今回一番ベストなんだよ、今考えられるのがベストなんだよという

ことで、村民に対する丁寧なご説明をしながらやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 10番、田代利一君。

○議員（10番 田代 利一君） これに関連していいですか、議長。

○議長（舟戸 治生君） はい。

○議員（10番 田代 利一君） まず今回の入札で地元業者が取っていただいたということで大変喜んでおります。なかなか水道の業者が、地区の建設業者がいないということを聞いておりましたけれども、大変ありがたいことだと思います。

さて、今、渡地区の話合いも出ております。本当の水の大切さ、ありがたさが、もう全国的に災害があったときに、テレビで映し出されておりますけれども、大変分かるんです。

そこで、一勝地岳本地区の水道施設をするということで買われました、その進捗状況をお聞かせください。

○議長（舟戸 治生君） 本会議の途中ですが、答弁調整のため休憩いたします。

午前10時18分休憩

-----  
午前10時20分再開

○議長（舟戸 治生君） 引き続き会議を再開します。

議員の質問に執行部の答弁を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） お答えします。

以前から、議会の方からはそういうご指摘を頂いているところでございますけれども、今一勝地の水源が黄檗にしかございませんので、去年は水不足ということもありました。ですから、本来であれば、すぐ次の水源を検討しなければいけないところなんですけれども、今のところは黄檗の水源を工事をちょっとすることで、一勝地の水は何とか確保できているところでございますので、今まだ検討段階でございますけれども、今から岳本の前回購入をさせていただきました土地あたりを使って、将来的にはやっぱり水源を確保しなければいけないのかなということで、今後検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 10番、田代利一君。

○議員（10番 田代 利一君） ならば、なぜそのときに買われましたか。渡の水が災害の時に止まったんですよ。止まって、永崎団地あたりには私はもう毎日、田代の水をタンクで運んでいました。それも説明をさせていただきました。途中で止まった。今、渡でもバイパス関係のあれ

が出ておりますけれど、う回路で道じゃございませんけれども、こっちが止まったならこっちということで私は楽しみにしておったんですよ。すぐ作るように——副村長が建設課長だったと思いますよ。すぐ作るように、私は檀さんの山にきれいな水が出るけん、調査してくださいって、調査するって言ったんですよ。されましたか。

○議長（舟戸 治生君） 副村長、上蔀宏君。

○副村長（上蔀 宏君） 実際そういう答弁をしておりますけども、その後、現地、檀さんの山関係と、その下流側にも3か所ぐらいあると思いますけども、地元のご意見もいろいろ聞きながら、現地確認はやっております。ただ、その後、ちょっとまだ災害復旧のほうで、ちょっと時間を取られておりますので、水道のほうはまだ計画というか、現地確認ぐらいしかまだやれておりません、実際として。

ただ、土地を緊急に買ったのが、ちょうどその上の林道の災害もございまして、その関係もあったものですから、緊急に土地だけは確保させていただいたというような経緯がございます。

今、村長も申したとおり、今、一勝地の簡易水道が黄檗地区の湧水だけしかありませんので、できるだけ早く第2水源を確保して、岳本周辺も今は地区の水道になっていると思いますけれども、そこも簡易水道でできるだけ住民さんが安全な水を利用できるように計画していきたいと思っております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 10番、田代利一君。

○議員（10番 田代 利一君） 渡の水が足る足らないじゃないんですよ。吐合橋を渡っております。沖鶴橋じゃございませんけれども。それが切れた場合、そういうときのためにもということで私は買われたと思うんですよ、あそこを。今してないならもう買う必要なかったんですよ。その下は村のとですね、学校は。あれ地下タンクでも作ってくれたんですよ。なぜ早く買われとって作らないのか。村長納得いきません。黄檗の水源の問題じゃないんですよ。もしも止まった場合、それはさっき言った答えになりません。

○議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） お答えします。

今、田代議員言われるように、そのときには議会に対してそういうふうな思いを伝えて土地の購入についてご理解を頂いたところだと思いますけれども、今現状ですね、災害からの復旧復興の部分で、どうしてもその後回しになっているところがございますけども、今後しっかりその辺は、これはもう言い訳にしかありませんけれども、考えてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 10番、田代利一君。

○議員（10番 田代 利一君） そのときしのごの言い訳ですよ、私が言うこと。言い訳にならないから言い訳になっとつとですよ。もうくどくど言いませんけれども、なるだけ早目に、こういうことですので、もう水が一番大事ということは分かっておりますので。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 4番、板崎壽一君。

○議員（4番 板崎 壽一君） 4番です。今の件に関連しては、私は一般質問で行おうかと思っておったんですけども、その分はちょっと別にお聞きしますが、それこそ今田代議員が言ったように、そのときの返答が、絶対必要だから、必要だからそこにしますと。下の岳本の今分校だった、あそこの土地もあるのに、上の方がちゃんと要るから最初は貯水槽を作るから整地をしてって。その後、質問ですが、水質検査なんかしてないでしょ、全然。そのままうちよきと言えば言葉が悪いですけど、そのままの状態になっております。

それ今私は一般質問で聞くはずだったんですけど、ここ関連で出たから伺いしますが、何でもそのままになっているんですか。今村長が、そのときはそう言ったけれどもとか言われましたけれども、あのときには副村長が建設課長のときだったですね。高澤さんの質問かなんかのときだったと思います。そのときに、絶対必要だから、本当に要るんですかって、絶対必要だからって言われました。その必要というのが2年も3年もたっても必要ですか。そこのところをはっきりしていただきたいということと、今度は今日の問題に入りますけど、続けてよろしいですか。

○議長（舟戸 治生君） はい、どうぞ。

○議員（4番 板崎 壽一君） 工事請負契約書の締結で先ほど全協でもお聞きしましたように、入札の10社のことと、工事内訳の現場管理費、一般管理費の主な費用、これ994万2千円と767万2,143円、この分の内訳を教えてください。それと契約書36字挿入、これでまあいいわけですけども、これはもうはっきりしたところで、最初の契約書を作って、そしてコピーして、そして仮を入れて36字挿入してまたコピーしてこういう契約書ができていると思います。本当だったら、この仮契約書と本契約書をまた結ぶときに、契約書が別に要るわけですよ。これは印紙の問題でこういうふうにしたのか。そこのところもお聞きします。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） お答えします。

最初の水源の必要性というところでございますけども、これは当時どのようなお答えをしたかというのは、今議員から言われたところの部分でしか私もしっかりと覚えておりませんが、必ず必要だということで土地を購入させていただいたと思います。これは先ほども言いまし

たように、今黄檨地区の水源だけで一勝地地区を賄っておりますけれども、去年も水不足になりました。これは将来的にやっぱり水不足になることは恐らく間違いないであると思いますので、そういった意味もあって将来的には必要ということで、恐らく申したんだろうと思います。

ですから、今後は、やっぱり黄檨地区の水源の確保、そのいろんな補修あたり等を合わせて、岳本地区の水源についても、できれば早くしっかりとそういった検討をしまいたいと考えております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 建設課長、毎床公司君。

○建設課長（毎床 公司君） 先ほどのお尋ねの件で、入札の建設業者名ということだったかと思いますが、応札いただいた落札者の昭和建設さん、有限会社相良建設さん、光進建設株式会社人吉支店さん、有限会社皆越電気工業さん、共生電設株式会社、株式会社太陽、株式会社ナカオ工業、株式会社出水電設、株式会社速永工務店、株式会社橋本設備、以上の10社で入札のほうを行っております。

それと、現在、公共工事請負仮契約書となっておりますが、中段から下に手書きのほうで、「なお、議決を得られたとき本契約としての効力を生ずるものとする。」となっております。契約書の発注者と受注者のその下に議会の議決証明を付けることによって、この契約書を本契約書というふうに取り扱いをするようにしております。

以上です。――すみません、工事請負の中身ということで、直接工事費がございまして、直接工事というのが直接工事に関わる費用でございまして、それに共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の費用がございまして、こちらについては、先ほどの費用のほうでパーセンテージという、この費用に関して、この直接工事に対して何%というような決まりになっておりますので、一応それで。（「中身」と呼ぶ者あり）中身については、共通仮設費等については、現場小屋であったり、そういったもの。あと現場管理費については、現場を管理するために要する費用。一般管理費については、福利厚生とか、そういったものも入ったところでの費用になっていて、これ自体はもう率のほうで決められた率での算定となっております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 4番、板崎壽一君。

○議員（4番 板崎 壽一君） 字で読んでそのままのお答えと思いますが、先ほど村長が言われました、私が聞いたのは、後の黄檨水源の件もに関して、岳本の水源の方が必要になってくるといふこと、またいろいろこれからということですけども、そのときに――もう令和3年度のあれだったと思いますが、そのときに絶対必要であって言われて、その後、何にもしてなくて、今になって問合せがあったら、またそういうことだったから、また後々のことを考えてというふう

言われますけれども、そのときに必要だったなら、何でその後の何かの処理とかいうことはできなかったんですか。それこそもう2年過ぎているんですよね、2年以上。それに対して、そのときには日隠まで、岳本から日隠まで引くとか、もしその日隠まで水源、水量を引くんだったらば、相当なまた必要になるんだがなと思いつながら聞いていたんですけど、その後の処置というのは何にもやってくれない。そのことに対して、ちょっと何だというふうに思うんですね。だから、そこをもう一回、村長、お話をください。

○議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） お答えします。

今となつては、本当に言い訳にしかありませんけれども、当時は将来的に必要であるということをお願いをして購入させていただいたと考えております。（「将来的にじゃなくて、そのときに必要」と呼ぶ者あり）そのとき、どういう表現をして購入をお願いしたかというのは、ちょっと定かではございませんけれども、私としては、将来的に水が必要になるということを考えてところでのお願いだったと記憶しておりますけれども、その後、もちろん皆さんご承知のとおり、災害からの復旧復興ということで予算も莫大な予算を使い、そして業者もお願いをしながらしてきた中で、なかなか、それでなくてもなかなか入札をしても取っていただけないところがあったりして、なかなか難しいところがあったんだろうと思いますけれども、そしてその中で昨年ぐらいに水不足ということで、もう水不足が深刻化したところがございますけれども、そのときには、できればあまり大々的な工事をせずに、すぐすぐ水不足が解消するようということに黄檗の水源をちょっと扱わせていただいたところがございます。

ですから、今後またああいうことが必ずあると思いますので、そこに向かってしっかりと岳本の水源の方も検討していかなければいけない。これ繰り返しの説明になりますけれども、そういったところで今考えているところがございます。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 4番、板崎壽一君。

○議員（4番 板崎 壽一君） これから検討されるということですが、どのくらいの時期を——即やってもらいたいと思いますので、よろしく願いしておきます。

それと、建設課長、先ほどの契約書、これでこれでいいというのは分かるんですよ。その行程、最初本契約をここで作っておいて、コピーして、仮を入れて36字の挿入をして、この契約書を作られたんじゃないですか。私には聞いてはいるんですけど、どうですか。最初からこの契約書ですか。

○議長（舟戸 治生君） 建設課長、毎床公司君。

○建設課長（毎床 公司君） お答えします。

契約書は、最初からもうこの契約書となっております。

○議員（4番 板崎 壽一君） 仮契約書で。

○建設課長（毎床 公司君） 仮契約書になっております。

○議員（4番 板崎 壽一君） じゃあ、後で見せてください。

○議長（舟戸 治生君） 9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） もうほか議員さんは質問はしないとですかね。もう最後でよかですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）

関連質問等々も出ておりますが、最終的には予算の締結、この工事請負の締結でありますので、1つだけ確認をさせていただきたいと思います。

仮に埋設されている配管の配水管ですね。西林議員が言われた、これを残すことによって、将来的なメリットであったりとか等々、あるいは全協の中で嶽本議員から言われた、残した場合の将来的な必要になってくるのではないかと、いろんな出ております。村としてですね、今回これ、工事請負の中に撤去費用になりますので、これが今日議決されて、なった場合、もう全て撤去になるわけで、村としてですね、いろんな議員さんから出た、これを残すという一つのことに對して、国が、いや、それできないから、もう仕方がないんですっていう中で進んできているのか。あるいはいろんな話を聞いた中で、本当に議論をし尽くした結果、これに最終的になったと。

私達、今度9月3日に状況し、要望活動をします。この中に水道管水道施設におけるの整備というふうにしております。その中でも、もちろん財源が厳しい中に仮設で作って、この配水をしたものを今回撤去して仮に将来的にそれが本当に必要だったなど、あればよかったなってならないようにですね、やはり熟慮しながらするべきだと思うんですけど。これは最後に、村長は残す必要性、いろんな議員さんから言われた中で、必要性があると認識をしながらも、国から国の見解として仕方がないという判断の下でこういうふうに至ったのか。あるいは、今現在、もうそれは必要ありませんという中で今回上げられているのか。

今回、これを議会で承認した場合には、もう全て撤去になってしまいますので、そういうところを含めお聞かせいただければと。

○議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） お答えします。

先ほどの質問の中にもございましたけども、今回、前回の意見交換会の折に西林議員のほうから、そういうご意見を頂きましたので、それから私も担当の毎床課長のほうには、国交省のほうにはしっかりお尋ねをしてくださいということを伝えました。そして、私の方も、私の口から、そういう話が出ていますということで、できないでしょうかという、そして、もちろん将来的な災害で、また沖鶴橋が流出したりとか、そういったときには、また仮設として使いたいとかです

ね、なかなかそういうことを復旧していただいた——復旧ですかね、災害に前回のような雨が降っても流れない橋を作ってもらおうという中で、なかなか流出した後をですね、なかなかその次の流出した後の仮設、また同じような使い方としてできるようにということで、残したいという言い方はなかなかできないのかなと思いましたが、そういったニュアンスも含めて、私はそれプラスの、やっぱりその意向としてでも、将来、令和2年災害、こういう災害があったんですよということを将来の人達に、若い人達に残すためにも、何とか残すことはできないかということでも国交省の方にはお尋ねをしたところでございますけども、その中で、先ほど課長から答弁がございましたように、いろんな理由で、やっぱりそれはできませんということでございましたので、そこは私達もそれ以上のことは言わなかったところでございます。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） 今後、復興を進めていく中で、以前から西林議員もこれについてはいろんな要望もされているようです。どこかで線引きをしなければいけない状況ですので、村としては必要性も感じているものの、いろんな国の要件等々を踏まえて、今回そういう決断の下、仮設の撤去に至ったという認識でいいですかね。問い合わせをしたんじゃなくて、お願いをされたんですか。

○議長（舟戸 治生君） 副村長、上蔀宏君。

○副村長（上蔀 宏君） 先ほどの全員協議会のほうでもちょっと私のほうから説明させていただきましたが、特に右岸側の堤防の川端のほうに、つるためにコンクリートで大きな基礎を作りました。それ自体が、河川の断面のほうに入っております。

それで、もしも今、架ける途中ですけど、新しい橋、沖鶴橋が架かって、それが流れた場合という話ですけども、それだけ流れるということは、大きな水が流れるんですが、水位が上がるんですけど、その沖鶴橋を越えるような、新しい橋を越えるような水が出る前に、その基礎部分に結構水が当たるわけですね。ということは、その沖鶴橋が流れなくても、その前に基礎に当たって、そこから破堤するわけで、堤防が壊れるような状況なんです、今。そういった仮設を認めていただいているんです。

ですから、沖鶴橋が今度新しいのが壊れたときに、そこを仮設で使うというのじゃなくて、そこが災害の仮設の考え方でちょっと災害が起きるのが本末転倒的な感じになっているとを分かっていただけないかなと思っているんですけども、新しい沖鶴橋が被災する前に、今残そうとしているコンクリート構造物が堤防を壊すということが先になるんです。ですから、それは認められませんということなものですから、ご了解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 1 番、永椎樹一郎君。

○議員（1 番 永椎樹一郎君） 一つ教えていただきたいと思います。

今回、指名競争入札で10社ということで、副村長を長として入札指名委員会を作られて、先ほど建設課長が言われた10社が入って、これは管設備等々を持っておられるところが業者さんだろうと思う。

以前、コロナ交付金か何かで電子入札制度の導入ということだったんですが、もう今回と違いますか、今現在、電子入札制度になっておるんですかね。なっておれば、どんなやり方をするのかもちょっと教えていただきたいと思いますが、どういうやり方でその電子入札制度を。すみません、ちょっと勉強不足でございますものですから。

○議長（舟戸 治生君） 建設課長、毎床公司君。

○建設課長（毎床 公司君） 電子入札ということで、流れということでお尋ねだと思うんですけど、基本的には、以前行われておりました電子入札以外の、役場に業者さんに来ていただいて入札を行うという、流れ的には変わらないんですけど、入札指名審査が行われまして、その後、業者さんに入札の通知という形で通知のほうをいたしまして、一応入札日を決めといて、その前日の夕方までに入札の札を入れてもらう期限を設けておりまして、前日には応札があったか、それとももう辞退されたかというのが分かって、当日の入札件数が分かるような感じになります。当日は会議室のほうで入札会というか、開札のほうをもう村の職員のほうで、総務課長さん立ち会いの下に開札をして決定するという流れになります。

以上です。（発言する者あり）すみません。入札に関して、現場説明ということで、以前は役場のほうで資料を準備して持って行ってもらうというようなやり方をしておりましたが、今それも電子化ということで、PDF等に落とし込んで、指名をした業者さんあたりが自由に取れるというような形になっております。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 1 番、永椎樹一郎君。

○議員（1 番 永椎樹一郎君） 分かりました。

そして建設課長に一つお願いです。今日の全員協議会の資料に、一応こうやって契約についての締結とか、今話がありました契約書、できれば平面図とか、今回この部分を工事して、この部分は何ですよというような平面図が多分あると思うんですね、その現説するんですから。やっぱりそういうのも、この全協の資料の中に入れておいてご説明を頂ければ、非常に分かりやすく、先ほど基礎工事がその管線断面の中に入ってる、この部分が入っているんですよというようなことも説明できる。ぜひ次回からお願いをしたいと思いますので。以上——答えは要りません。もう今回しなかったら、また言いますけども、ぜひ次回から。

○議長（舟戸 治生君） ほかにありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑などの通告がありませんので、これから採決します。

議案第42号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議規則第44条の規定により、本臨時会で議決された事件について、条項、字句、数字、その他の整理に要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

---

○議長（舟戸 治生君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。これで本日の会議を閉じたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。

これで令和6年第7回球磨村議会臨時会を閉会します。お疲れさまでございました。

午前10時48分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員